

前回のご指摘事項について

平成28年10月24日
資源エネルギー庁

誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標について

【誘導すべき目標の勘案】

- 買取価格については、従来は通常要する費用を基礎として、利潤や供給の量の状況等を勘案し、算定してきたが、今後は勘案要素の一つとして、中長期の誘導すべき目標が追加されることになる。
- そのため、目標は一要素として勘案されるものの、前提として足下の通常要する費用を基礎として、買取価格を算定する点には変わりはなく、予め買取価格を決定するものではない。

（参考）

- ◆ 買取価格は以下の2点を基礎として算定する。
 - ①効率的に事業が実施された場合に通常要する費用
 - ②1キロワット時当たりの単価を算定するために必要な、1設備当たりの平均的な発電電力量の見込み（「当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量」）
- ◆ その際には以下の4点を勘案する。
 - ③再生可能エネルギー導入の供給の現状（「我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況」（※））
 - ④適正な利潤
 - ⑤これまでの事例における費用（「法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて電気を供給する者の供給に係る費用」）
 - ⑥改正FIT法、第3条12項に定められた価格目標（「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標」）
- ◆ なお、以上の算定プロセスにおいては、以下2点への配慮を行う。
 - ⑦施行後3年間は利潤に特に配慮
 - ⑧賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないこと

【目標の示し方等】

- 目標は、発電事業者・メーカー等の努力やイノベーションによるコスト低減を促す観点から、FIT法改正において、新たに勘案要素として、盛り込んだもの。その主旨に鑑み、目標の示し方としては、調達価格に限らず、発電コストやその主要な構成要素（システム価格等）が考えられる。
- なお、コスト低減に向けては、研究開発支援や導入環境整備等、総合的に施策を展開していく必要があり、目標にはこうしたものも含まれる。
- 設定された価格目標については、再生可能エネルギーを巡る情勢に大きな変動があり、必要と認められる場合においては、見直されることとなる。